七　第三十一条各項の届出書
八　第三十六条の対象議決権保有届出書に添付すべき書類
九　第六十九条の届出書及び同条各号に定める書類
十　第七十条第一項の承認申請書及び同条第二項の書類
十一　第百二十条の申請書及びその添付書類
十二　第百九十条第一項の承認申請書、同条第二項各号に掲げる書類及び同条第四項の書類
十三　第百九十一条第一項の承認申請書、同条第二項各号に掲げる書類及び同条第四項の書類
十四　第二百一条の届出書及び第二百二条各号に定める書類
十五　第二百四条第一項の届出書及び同条第二項各号に定める書類
十六　第二百五条第三項の届出書及び同条第四項の書面
十七　第二百四十四条第三項各号に掲げる書類
十八　第二百四十四条の二の届出書
十九　第二百四十五条の届出書
二十　第二百四十六条の届出書

3　第一項（第十五号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第二条、第二百三十九条の二第八項及び第九項、第二百四十六条の三第二項、第二百四十六条の四第五項、第二百四十六条の五第二項並びに第二百四十六条の六第五項の規定の適用については、これらの規定中「特例業務届出者」とあるのは、「特例業務届出者及び第三百五十条第一項（第十五号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける者」とする。

4　第一項又は第二項の規定の適用がある書類については、第二条の規定は、適用しない。

5　第一項及び第二項の規定は、第一種金融商品取引業又は登録金融機関業務を行い、又は行おうとする者に関しては、適用しない。

6　第一項から第三項までの場合において、金融庁長官等は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、これらの規定の適用を受ける者に対し、当該規定の適用がある書類の全部又は一部について、その概要の訳文を付すことを求めることができる。

（標準処理期間）

**第三百五十一条**　［同上］

**附　則**

（外国投資運用業者等が移行期間特例業務を行う場合に関する読替え）

**第三十九条**　法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定によりこの府令の規定を適用する場合には、第一条第四項第十二号中「第二百四十六条の十第三項第三号」とあるのは「第二百四十六条の十第三項第三号」と、同項第十三号中「第二百四十六条の二十二第二項第三号ロ」とあるのは「第二百四十六条の二十二第二項第三号ロ並びに附則第四十四条第一項第九号イ及び第十一号ハ、第四十七条第二項第三号ロ（1）に係る部分に限る。）並びに第四十九条第二項第九号ロ及び第十一号リ」と、第九条第二号イ中「第六節の二」とあるのは「第六節の二並びに附則第三十三条第六号ニ、第四十四条第一項第九号から第十一号まで、第四十七条第二項第三号ロ、第四十九条第一項第六号及び第十五号ニ並びに第二項第九号から第十一号まで、第五十条第一号ロ、第二号ロ及び第九号ロ、第五十一条第一項第四号並びに第五十二条第一項第二号」とする。

（標準処理期間）

**第三百五十条**　［略］

**附　則**

（外国投資運用業者等が移行期間特例業務を行う場合に関する読替え）

**第三十九条**　法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定によりこの府令の規定を適用する場合には、第一条第四項第十二号中「第二百四十六条の十第三項第三号」とあるのは「第二百四十六条の十第三項第三号」と、同項第十三号中「第二百四十六条の二十二第二項第三号ロ」とあるのは「第二百四十六条の二十二第二項第三号ロ並びに附則第四十四条第一項第九号イ及び第十一号ハ、第四十七条第二項第三号ロ（1）に係る部分に限る。）並びに第四十九条第二項第九号ロ及び第十一号リ」と、第二条中「第五章」とあるのは「第五章並びに附則第三十一条、第四十四条、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十六条及び第五十八条」と、第九条第二号イ中「第六節の二」とあるのは「第六節の二並びに附則第三十三条第六号ニ、第四十四条第一項第九号から第十一号まで、第四十七条第二項第三号ロ、第四十九条第一項第六号及び第十五号ニ並びに第二項第九号から第十一号まで、第五十条第一号ロ、第二号ロ及び第九号ロ、第五十一条第一項第四号並びに第五十二条第一項第二号」とする。